

	質問内容	回答
	【概要】	
1	割引額等について詳しく教えてください。	<p>割引額等の内容は次のとおりです。 1人1泊あたり（日帰り旅行は1人あたり）</p> <p>【割引率】 旅行代金の40% 【宿泊旅行】 割引上限額・・・交通付きの宿泊8,000円 宿泊のみ・・・5,000円 対象となる旅行の下限額・・・平日：5,000円 休日：2,000円</p> <p>【日帰り旅行】 割引上限額・・・5,000円 対象となる旅行の下限額・・・平日：5,000円 休日：2,000円</p> <p>【地域限定クーポンの付与】・・・平日：3,000円 休日：1,000円</p> <p>割引額の算出等に関する詳細は、全国旅行支援統一窓口が定める算出方法をご確認ください。</p>
2	旅行代金は税込みでの計算ですか。	税込みでの計算となります。
3	割引対象者は誰ですか。	日本国内居住者すべてが対象となります。
4	外国人でも割引対象となりますか。	国籍を問わず、「日本に居住している方」「居住することが明らかな方」への販売は割引対象です。
5	海外に住んでいる日本人は対象となりますか。	日本国籍であっても、日本に居住実態のない方（海外に居住している方）は割引対象外です。
6	家族のうち1人だけ海外に居住していますが、どうしたらよいですか。	日本国内居住者であることが対象条件となっております。海外の居住者は対象外となりますので、通常料金をお支払いいただくこととなります。
7	宿泊予約サイト（OTA）からの予約が、いちご一会とちぎ旅割引適用の予約であるかの確認方法を教えてください。	宿泊予約サイト（OTA）からの予約内容で、いちご一会とちぎ旅割引適用商品かご確認ください。
8	企業の出張等のビジネス利用は対象となりますか。	対象となります。ただし公費出張（行政職員の出張等）の場合は対象外となります。
9	旅行会社や宿泊予約サイト（OTA）と契約していない（手数料が高い）のですが、どうしたらよいですか。	STAYNAVIにご登録いただくことで、宿泊施設への直接予約を受けることができます。詳しくは、事業運用マニュアルをご確認ください。
10	お客様が全国旅行支援（いちご一会とちぎ旅）の開始前（2022年10月10日（月）以前）に開始後（2022年10月11日（火）以降）の宿泊予約をされた場合、割引の対象となりますか。	<p>2022年10月10日（月）以前に予約されている旅行は、2022年10月11日（火）以降、お客様のお申込み先に応じた手続きにより、割引支援の対象とすることが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社からの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされた旅行会社に御確認ください。 ・OTAからの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされたOTAに御確認ください。 ・宿泊施設への直接予約 お客様がSTAYNAVIに登録し、STAYNAVI割引クーポンを取得することで割引を適用させることが可能です。なお、宿泊施設でSTAYNAVIの代理入力をすることも可能です。
11	お客様が全国旅行支援（いちご一会とちぎ旅）の開始前（2022年10月10日（月）以前）に開始後（2022年10月11日（火）以降）の宿泊予約をされた場合、割引の対象となりますか。	<p>2022年10月10日（月）以前に予約されている旅行は、2022年10月11日（火）以降、お客様のお申込み先に応じた手続きにより、割引支援の対象とすることが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社からの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされた旅行会社に御確認ください。 ・OTAからの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされたOTAに御確認ください。 ・宿泊施設への直接予約 お客様がSTAYNAVIに登録し、STAYNAVI割引クーポンを取得することで割引を適用させることが可能です。なお、宿泊施設でSTAYNAVIの代理入力をすることも可能です。
12	お客様が全国旅行支援（いちご一会とちぎ旅）の延長手続開始前（2022年12月1日（木）以前）に延長後（2022年12月21日（水）以降）の宿泊予約をされた場合、割引の対象となりますか。	<p>2022年12月1日（木）以前に予約されている12月21日以降の旅行は、2022年12月1日（木）以降、お客様のお申込み先に応じた手続きにより、割引支援の対象とすることが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社からの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされた旅行会社に御確認ください。 ・OTAからの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされたOTAに御確認ください。 ・宿泊施設への直接予約 お客様がSTAYNAVIに登録し、STAYNAVI割引クーポンを取得することで割引を適用させることが可能です。なお、宿泊施設でSTAYNAVIの代理入力をすることも可能です。
	【本人確認及び居住地確認】	
13	お客様がチェックイン時に本人確認及び居住地確認を証明する書類忘れた場合、後日の提示でも可能か。	チェックイン時に本人確認及び居住地確認が証明できる書類の提示が必須となります。当日持参を忘れた場合、割引の適用ができないので割引代金分の差額徴収をお願いいたします。また、この場合、地域限定クーポンのお渡しもできません。
	【ワクチン接種歴の確認について】	
14	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	原本以外にも、原本を撮影した画像や写し（コピー）、アプリの画面等での提示も可能です。ただし、本人のものに限ります。そのために本人確認ができる身分証明書の提示も併せて必要となります。宿泊施設においてチェックイン時にも必ず確認します。
15	ワクチン接種歴の提示に携帯アプリでもよいですか。	国の新型コロナワクチン接種証明書アプリや「ぐんまワクチン手帳（アプリ）」等での提示で確認可能です。
16	確認書類の持参忘れ（提示できない）の場合に後日の提示で認められますか。	後日の提示は認められません。
17	ワクチン接種歴の証明を必要としない場合はありますか。	同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満のお子様は検査不要です。また、学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は要件としません。
18	ワクチン接種歴の証明の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はありますか。	確認は目視のみで結構です。

	質問内容	回答
19	検査費用は割引対象とすることができますか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例：PCR検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。
20	チェックイン時にワクチン接種歴の証明、PCR検査等の検査結果通知書を忘れた場合、後日の提示でも可能ですか。	チェックイン時にワクチン接種歴の証明又は抗原定性検査又はPCR検査等（抗原定量検査を含む）の検査結果通知書等の提示が必須となります。当日持参を忘れた場合、割引の適用ができず現地にて割引代金分の差額徴収をお願いいたします。また、地域限定クーポンのお渡しもできません。
21	ワクチン接種歴の証明による割引条件を満たさない場合とは具体的にどのようなことですか。	下記のケースが想定されます。いずれの場合も割引適用外となります。通常料金を収受してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・検査結果が陽性 ・判定結果が「判定不能」であった場合 ・確認書類の持参忘れ（提示できない） ・ワクチン3回目接種を終えていない ・検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日が有効期限）
22	検査結果が陽性になった場合、どのようにしたら良いですか。	最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」を紹介するなど、必ず受診を促してください。
23	お客様には同居する12歳未満の子どもがおりますが、同行する両親のうち片親だけ割引対象とならない場合（例：ワクチン未接種かつ検査未受検等）でも子どもは割引対象となりますか。	割引対象となりません。同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は検査不要ですが、同行する同居家族全員が割引対象者であることが条件となります。
24	本事業における「ワクチン・検査パッケージ」の取扱いはどのようになっていますか。	本事業で取り扱う「ワクチン・検査パッケージの運用」については、国の規程に準じ、「ワクチンを3回以上接種済であること又は抗原定性検査又はPCR検査等（抗原定量検査を含む）による陰性証明（検査結果）の確認」が必要になります。
25	同一施設に連泊の場合、陰性証明（検査結果）の有効期限はどのようになりますか。	同一施設への連泊の場合は初泊に対し、陰性証明（検査結果）の有効期限が基準となります。
26	お客様が自費で購入した抗原検査キット（抗原簡易キット）での検査による検査結果は有効ですか。	市販の簡易検査キット（セルフチェック）は、使用できません。また、薬事承認された検査キットを用いても、旅行会社や宿泊施設又は旅行者自ら等が検査した結果は、割引条件を満たしません。
【地域限定クーポン】		
27	全国旅行支援事業は日本国内居住者が対象となりますが、地域限定クーポン券の利用範囲も全国に広がるのですか。	地域限定クーポン券の利用範囲は栃木県内の地域限定クーポン取扱店のみとなります。
28	地域限定クーポンが使用できないケース（店舗側として拒否できるケース）を教えてください。	半券が切り取られている場合や地域限定クーポンの偽造・変造・模造が疑われる場合、有効期限が切れている場合等には地域限定クーポンとして使用することができません。
29	地域限定クーポンの開始日記入はスタンプ又は印刷等でも可能ですか。	事務局ではスタンプを用意しておりませんが、宿泊施設保有のスタンプ等があればそれをご利用いただくことは問題ありません。なお間違えて記入してしまった場合は無効とし、新たに別の新しいクーポンをご使用ください。日付を間違えて記入したり修正液等で書き直した地域限定クーポンは無効となります。
30	素泊まり予約で、当日追加した食事代を地域限定クーポンで支払うことは可能ですか。	当該宿泊施設の飲食店が地域限定クーポン取扱店として登録をしていれば可能です。
31	地域限定クーポンを別途、日帰りの着地型オプションツアー料金に使用することは可能ですか。	ツアー代金に充当することはできません。オプションツアー内に地域限定クーポン取扱店がある場合、当該店舗での使用は可能です。
32	お客様へお渡しした地域限定クーポン番号の管理方法を教えてください。	【様式第7号】地域限定クーポン配付実績報告書に、お渡しした地域限定クーポン番号を記載し、保管してください。
33	地域限定クーポンの枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合、どうしたらよいですか。	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
34	地域限定クーポンの旅行開始日及び旅行終了日を誤って記入してしまった場合、どうしたらよいですか。	当該地域限定クーポンは無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たな地域限定クーポンに正しい日付を記入の上、お客様にお渡しください。
35	汚損・誤記入した地域限定クーポンの取扱方法を教えてください。	事業終了まで、一旦宿泊施設様で保管してください。汚損・誤記入した地域限定クーポンの券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該地域限定クーポンや事業終了後に余った地域限定クーポンの事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
36	地域クーポン券を紛失してしまった場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡ください。
37	地域限定クーポンが足りなくなった場合、どうすればよいですか。	【様式第6号】地域限定クーポン配送申請書・受領確認書を記入の上、事務局宛て送付してください。なお、送付をいただいてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡いただくようお願いいたします。※日帰り旅行の場合は、旅行実施日の7営業日前までの事前申請が必要です。
38	地域限定クーポンの取扱店に登録したいが、手続きを教えてください。	「いちご一会とちぎ旅」専用ホームページに取扱店参加申請書を掲載しています。ホームページをご覧ください、事務局に申請書類等をお送りください。
39	地域限定クーポン取扱店への参加申請期限はありますか。	事業実施期間中は、随時受け付けております。
40	栃木県で実施する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」をしていませんが、どうしたらよいですか。	栃木県の「新型コロナ感染防止対策取組宣言」のホームページ（ https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html ）を確認の上、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に参加してください。なお、同ホームページから「新型コロナ感染防止対策取組宣言書」、「ステッカー」をダウンロードし、店舗入り口に掲示してください。
41	飲食店ですが、「とちまる安心認証」を取得しないと、地域限定クーポン取扱店の参加登録はできないのでしょうか（取得が必須条件ですか）。	飲食店については、「とちまる安心認証」を受けることが条件となります。
42	「とちまる安心認証」を受けるには、どうすればよいですか。	「とちまる安心認証」のホームページ（ https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/ninsyouseido.html ）をご確認の上、申請手続きをしてください。
43	「とちまる安心認証」取得まで3週間～4週間ほどかかるようですが、それまでいちご一会とちぎ旅への参加登録はできないのですか。	地域限定クーポン取扱店舗への登録申請の際に、「とちまる安心認証」制度への申請意向を示していただければ、登録手続きを進めますので、「いちご一会とちぎ旅」専用ホームページによる手続きをお願いします。

	質問内容	回答
44	「とちまる安心認証」を取得できなかった場合、どうすればよいですか。	地域限定クーポンの取扱店に登録いただいた店舗は、「とちまる安心認証」を取得することが条件となっておりますので、基準を満たし、認証が取得できるよう速やかに改善をお願いします。
45	宿泊施設において、宿泊者に宿泊代と別に費用が発生する食事（昼食等）を提供する際に、地域限定クーポンを使用できますか。また、「とちまる安心認証」を取得する必要がありますか。	食事を提供する対象者が宿泊者であっても、地域限定クーポンを使用する場合は、宿泊施設内の飲食店において「とちまる安心認証」を取得し、地域限定クーポン取扱店として登録していただく必要があります。
46	宿泊施設において、宿泊者以外の者に食事を提供する場合、「とちまる安心認証」を取得する必要がありますか。	地域限定クーポン取扱店（飲食店）として登録する場合は、「とちまる安心認証」を取得してください。当該クーポンの利用を想定しない場合は必須条件ではありませんが、認証取得をご確認ください。
宿への直接予約について		
47	宿への直接予約を受け付けるにはどのようにすればよいですか。	STAYNAVIシステムへの登録が必ず必要になります。STAYNAVIシステムを介さない宿への直接予約の割引は適用外となりますのでご注意ください。
48	STAYNAVIシステムへの登録はどのようにすればよいですか。	いちご一会とちぎ旅専用ホームページの「STAYNAVI新規登録希望の宿泊施設様の手順」をご参照ください。
49	既にSTAYNAVIシステムへ登録している場合、新たにSTAYNAVIシステムへ登録する必要はありますか。	新規の登録は不要です。STAYNAVI管理画面にログインいただき、STAYNAVI管理画面より、いちご一会とちぎ旅の参加・受付状態にある「未設定／参加申請」の設定を「参加申請」に変更して下さい。
50	STAYNAVIシステムの利用方法はどのようにすればよいですか。	いちご一会とちぎ旅専用ホームページの「宿泊施設様向けSTAYNAVI利用マニュアル」をご参照下さい。
【STAYNAVIの精算手続き】		
51	STAYNAVIの精算方法はどのようになりますか。	本ホームページ内の「宿泊施設様向けSTAYNAVI利用マニュアル」をご確認ください。